

# 電気工事施工管理技士受験テキスト 改訂第8版

## 法規編【追加補正版】

(平成20年1月1日現在)

この追加補正版は、**電気工事施工管理技士受験テキスト（改訂第8版）**の発行（H18.1.17）以後に法が改正になった部分および出題の対象となった部分を抜粋して掲載してあります。出題にあまり影響のないもの、改正後の内容に変更点が少ないものなどは一部省略してありますので、ご了承ください。

財団法人 地域開発研究所  
電気工事施工管理技術研究会

## 目 次

1. 建設業法	3
2. 電気事業法	6
4. 電気用品安全法	8
5. 電気工事士法	9
9. 建築基準法	11
11. 消防法	15
12. 労働安全衛生法	20
14. その他関連法規	24
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	24
(7) 道路法	25
(8) 道路交通	28

# 1. 建設業法

(最終改正 平成 19 年 5 月 30 日)

●P6 (差替) [昭和 47 年建設省告示第 352 号は、建設業法施行規則第 7 条の 3 となりました。(一部修正あり)]

・法第 7 条第二号 ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者

**則第 7 条の 3** 法第 7 条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で第 1 条に規定する学科に合格した後 5 年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程による検定で同条に規定する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(以下抜粋)

電気工事業	<ol style="list-style-type: none"><li>一 法第 27 条第 1 項の規定による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</li><li>二 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</li><li>三 電気工事士法第 4 条第 1 項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者</li><li>四 電気事業法第 44 条第 1 項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第 7 項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。)であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者</li><li>五 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</li><li>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて第 7 条の 19、第 7 条の 20 及び第 7 条の 22 において準用する第 7 条の 5 の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録計装試験」という。)に合格した後電気工</li></ol>
-------	--

事に関し1年以上実務の経験を有する者

●P9 (法第16条の下に追加)

・準用規定

**法第17条** 第5条、第6条及び第8条から第14条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第6条第1項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第7条第一号及び第15条第二号」と、第11条第4項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第15条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは「同号イ、ロ又はハ」と、同条第5項中「第7条第一号若しくは第二号」とあるのは「第7条第一号若しくは第15条第二号」と読み替えるものとする。

・特定建設業についての準用

**則第13条** 前各条（第3条第2項及び第3項を除く。）の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第4条第1項第二号中「に該当する者、法第15条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第15条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該一覧表に記載された同号ロに該当する者に係る第3条第2項第一号又は第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第10号による使用者の証明書」と、同条第2項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第7条の2第1項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第15条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2, 3 (省略)

●P9~10 (改正のため差替)

・建設工事の請負契約の内容

**法第19条** 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
  - 七 価格等（物価統制令第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
  - 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
  - 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
  - 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
  - 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
  - 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
  - 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - 十四 契約に関する紛争の解決方法
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

## 2. 電気事業法

(最終改正 平成18年6月2日)

### ● P52 (改正のため差替)

#### ・保安規定

**則第50条** 法第42条第1項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一 事業用電気工作物であって、一般電気事業又は卸電気事業（電気事業法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により卸電気事業とみなされた事業を除く。）の用に供するもの

二 事業用電気工作物であって、前号に掲げるもの以外のもの

2 前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第42条第1項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙（大気汚染防止法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理設備（以下「ばい煙処理設備」という。）の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項について定めることをもって足りる。

一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

三 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

四 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ 関係法令及び保安規程の遵守に関すること。

ロ 保安のための技術に関すること。

ハ 保安教育の計画的な実施及び改善に関すること。

五 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に関すること。

ロ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に関すること。

ハ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に関すること。

ニ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に関すること。

ホ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての

改善に関すること。

六 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。

七 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。

八 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。

九 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

十 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。

十一 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。

十二 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

十三 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

十四 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。

十五 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

3 第1項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第42条第1項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙処理設備の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について定めることをもって足りる。

一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

四 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。

五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。

六 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事

項  
4～9 (省略)

● P 65 [(4) 電気関係報告規則] (追加)

**則第1条**〔省略してある第2項第二号を追加〕

二 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生することをいう。

## 4. 電気用品安全法

(最終改正 平成 19 年 11 月 21 日)

● P 69 (追加)

・ 基準適合業務等

**法第8条** 届出事業者は、第3条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

・ 検査の方式等

**則第11条** 法第8条第2項の規定による検査における検査の方式は、別表第3のとおりとする。

2 法第8条第2項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要

二 検査を行った年月日及び場所

三 検査を実施した者の氏名

四 検査を行った電気用品の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

3 法第8条第2項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から3年とする。

- ・法第 8 条第 1 項に定める技術上の基準

### 電気用品の技術上の基準を定める省令

電気用品安全法第 20 条第一号の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令を次のように制定する。

- 1 電気用品安全法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる電気用品の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、電気用品安全法施行規則別表第 2 の品名の項に掲げる 2 以上の電気用品の機能を兼ねる電気用品にあつては、それぞれの品名に係る技術上の基準を適用する。

電気用品の種類	表
一 電線及び電気温床線	別表第 1
二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品	別表第 2
三 ヒューズ	別表第 3
四 配線器具	別表第 4
五 電流制限器	別表第 5
六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器	別表第 6
七 電気用品安全法施行令別表第二第六号に掲げる小形交流電動機	別表第 7
八 電気用品安全法施行令別表第 1 第六号から第九号まで及び別表第 2 第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機	別表第 8

(第 2 項省略)

## 5. 電気工事士法

(最終改正 平成 18 年 6 月 2 日)

### ● P71~72 (改正のため差替)

- ・自家用電気工作物の軽微な作業

**則第 2 条** 法第 3 条第 1 項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
  - イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）
  - ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付ける作業
  - ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付ける作業

- ニ 電線管，線樋，ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
  - ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し，又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
  - ヘ 電線管を曲げ，若しくはねじ切りし，又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
  - ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業
  - チ 電線，電線管，線樋，ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業
  - リ 金属製の電線管，線樋，ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を，建造物のメタルラス張り，ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業
  - ヌ 配電盤を造営材に取り付ける作業
  - ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物に取り付け，接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し，又は接地極を地面に埋設する作業
  - ヲ 電圧 600 V を超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業
- 二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業  
〔第 2 項は変更ありません。〕

## 9. 建築基準法

(最終改正 平成 19 年 3 月 31 日)

### ●P110~111 (改正のため差替部分を抜粋)

・ 特定行政庁

**法第 2 条第三十三号【旧三十二号】** 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

### ●P111 (法第 4 条の前に追加)

・ 都道府県知事が特定行政庁となる建築物

**令第 2 条の 2** 法第 2 条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第 148 条第 1 項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第 2 条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第 149 条第 1 項に規定する建築物とする。

### ●P112 (改正のため差替)

・ 建築物の設計及び工事監理

**法第 5 条の 4** 建築士法第 3 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第 3 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第 3 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項（同法第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 建築主は、前項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

3 前項の規定に違反した工事は、することができない。

### ●P112~113 (改正のため差替)

・ 建築物の建築等に関する申請及び確認

**法第 6 条** 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに

・適用の除外

・建築確認申請を受理  
することができない  
場合

・確認済証の交付

・不適合な理由の通知  
書の交付

・工事開始の条件

掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの
- 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
- 四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移築しようとする場合で、その増築、改築又は移築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、適用しない。

3 建築主事は、第1項の申請書が提出された場合において、その計画が建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するときは、当該申請書を受理することができない。

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

(第5項～12項省略)

13 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

14 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

(第15項省略)

●P113~114 (改正のため差替)

- ・国土交通大臣の指定を受けた者による確認

**法第6条の2** 前条第1項各号に掲げる建築物の計画(建築士法第3条第1項, 第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて, 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け, 国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは, 当該確認は前条第1項の規定による確認と, 当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 前項の規定による指定は, 2以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては国土交通大臣が, 1の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

(第3項~9項省略)

10 第1項の規定による指定を受けた者は, 同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは, 国土交通省令で定める期間内に, 国土交通省令で定めるところにより, 確認審査報告書を作成し, 当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて, これを特定行政庁に提出しなければならない。

11 特定行政庁は, 前項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において, 第1項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは, 当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において, 当該確認済証は, その効力を失う。

12 前項の場合において, 特定行政庁は, 必要に応じ, 第9条第1項又は第10項の命令その他の措置を講ずるものとする。

●P115 (改正のため差替部分を抜粋)

- ・国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査

**法第7条の2**  
〔第1項~5項は変更ありません。〕

6 第1項の規定による指定を受けた者は, 同項の検査をしたときは, 国土交通省令で定める期間内に, 国土交通省令で定めるところにより, 完了検査報告書を作成し, 同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて, これを特定行政庁に提出しなければならない。

7 特定行政庁は, 前項の規定による完了検査報告書の提出を受けた場合において, 第1項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは, 遅滞なく, 第9条第1項又は第7項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

●P115 (法第7条の2の下に追加)

- ・検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

**法第7条の6** 第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築, 改築, 移転, 大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で, 廊下, 階段, 出入

口その他の避難施設，消火栓，スプリンクラーその他の消火設備，排煙設備，非常用の照明装置，非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項，第18条第13項及び第90条の3において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては，当該建築物の建築主は，第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ，当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し，又は使用させてはならない。ただし，次の各号の1に該当する場合には，検査済証の交付を受ける前においても，仮に，当該建築物又は建築物の部分を使用し，又は使用させることができる。

- 一 特定行政庁（第7条第1項の規定による申請が受理された後においては，建築主事が，安全上，防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。
- 二 第7条第1項の規定による申請が受理された日（第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあつては，当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に關し必要な事項は，国土交通省令で定める。

・避難施設等の範囲

**令第13条の3** 法第7条の6第1項の政令で定める避難施設，消火設備，排煙設備，非常用の照明装置，非常用の昇降機又は防火区画（以下この条及び次条において「避難施設等」という。）は，次の各号に掲げるもの（当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に第112条，第5章第2節から第4節まで，第128条の3，第129条の13の3又は消防法施行令第12条から第15条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。）とする。

- 一 避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）以外の階にあつては居室から第120条又は第121条の直通階段に，避難階にあつては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- 二 第118条の客席からの出口の戸，第120条又は第121条の直通階段，同条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するもの，第125条の屋外への出口及び第126条第2項の屋上広場
- 三 第128条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項の地下道への出入口
- 四 スプリンクラー設備，水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- 五 第126条の2第1項の排煙設備
- 六 第126条の4の非常用の照明装置
- 七 第129条の13の3の非常用の昇降機
- 八 第112条（第128条の3第5項において準用する場合を含む。）又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

# 11. 消防法

(最終改正 平成 19 年 6 月 22 日)

## ● P140~144 (改正のため差替)

・ 屋内消火栓設備に関する基準の細目	<b>則第 12 条</b> 屋内消火栓設備（令第 11 条第 3 項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。
・ 表示灯	一 屋内消火栓は、次のイ及びロに定めるところによること。 イ 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが 1.5 m 以下の位置に設けること。 ロ 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 二 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロの規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。
・ 設置の表示	三 屋内消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。 イ 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。 ロ 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10 m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。
・ 呼水装置等	三の二 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、次のイからハまでに定めるところにより呼水装置を設けること。 イ 呼水装置には専用の呼水槽を設けること。 ロ 呼水槽の容量は、加圧送水装置を有効に作動できるものであること。 ハ 呼水槽には減水警報装置及び呼水槽へ水を自動的に補給するための装置が設けられていること。
・ 非常電源	四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のものにあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。
・ 非常電源専用受電設備	イ 非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(ト)までに定めるところによること。 (イ) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。 (ロ) 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないこと。 (ハ) 開閉器には屋内消火栓設備用である旨を表示すること。 (ニ) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料（建築基準法第 2 条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設け

ること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 不燃材料消防庁長官が定める基準に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備で不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室又は屋外若しくは建築物の屋上に設ける場合

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物（以下「建築物等」という。）から3 m以上の距離を有するとき又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき

(ホ) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤は、消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場所に設ける場合には、第一種配電盤又は第一種分電盤以外の配電盤又は分電盤を、次の(3)に掲げる場所に設ける場合には、消防庁長官が定める基準に適合する第二種配電盤又は第二種分電盤を用いることができる。検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(1) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室

(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。）

(3) 不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室

(ハ) キュービクル式非常電源専用受電設備は、当該受電設備の前面に1 m以上の幅の空地を有し、かつ、他のキュービクル式以外の自家発電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等（当該受電設備を屋外に設ける場合に限る。）から1 m以上離れているものであること。

(ト) 非常電源専用受電設備（キュービクル式のものを除く。）は、操作面の前面に1 m（操作面が相互に面する場合にあつては、1.2 m）以上の幅の空地を有すること。

・ 自家発電設備

ロ 自家発電設備は、イ((ホ)及び(ト)を除く。)の規定の例によるほか、次の(イ)から(ニ)までに定めるところによること。

(イ) 容量は、屋内消火栓設備を有効に30分間以上作動できるものであること。

(ロ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替え

られるものであること。

(ハ) キュービクル式以外の自家発電設備にあつては、次の(1)から(3)までに定めるところによること。

(1) 自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。以下同じ。）の周囲には、0.6 m以上の幅の空地を有するものであること。

(2) 燃料タンクと原動機との間隔は、予熱する方式の原動機にあつては2 m以上、その他の方式の原動機にあつては0.6 m以上とすること。ただし、燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

(3) 運転制御装置、保護装置、励磁装置その他これらに類する装置を収納する操作盤（自家発電装置に組み込まれたものを除く。）は、鋼板製の箱に収納するとともに、当該箱の前面に1 m以上の幅の空地を有すること。

(ニ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

#### ・蓄電池設備

ハ 蓄電池設備は、イ((ホ)及び(ト)を除く。)及びロ(イ)の規定の例によるほか、次の(イ)から(ニ)までに定めるところによること。

(イ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられるものであること。

(ロ) 直交変換装置を有しない蓄電池設備にあつては、常用電源が停電した後、常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるものであること。

(ハ) キュービクル式以外の蓄電池設備にあつては、次の(1)から(5)までに定めるところによること。

(1) 蓄電池設備は、設置する室の壁から0.1 m以上離れているものであること。

(2) 蓄電池設備を同一の室に2以上設ける場合には、蓄電池設備の相互の間は、0.6 m（架台等を設けることによりそれらの高さが1.6 mを超える場合にあつては、1.0 m）以上離れていること。

(3) 蓄電池設備は、水が侵入し、又は浸透するおそれのない場所に設けること。

(4) 蓄電池設備を設置する室には屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

(5) 充電装置と蓄電池とを同一の室に設ける場合は、充電装置を鋼製の箱に収納するとともに、当該箱の前面に1 m以上の幅の空地を有すること。

(ニ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

#### ・燃料電池設備

ニ 燃料電池設備は、イ((ホ)及び(ト)を除く。)並びにロ(イ)及び(ロ)の規定の例によるほか、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) キュービクル式のものであること。

・操作回路等

(ロ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

ホ 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、他の回路による障害を受けることのないような措置を講じるとともに、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) 600 V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

(ロ) 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

(ハ) 開閉器、過電流保護器その他の配線機器は、耐熱効果のある方法で保護すること。

五 操作回路又は第三号口の灯火の回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 600 V二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

ロ 金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により設けること。ただし、消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

(第六号省略)

・加圧送水装置

七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。

(イ～ホ 省略)

へ 起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のP型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるもののうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式のものであり、かつ、次の(イ)及び(ロ)に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

(ロ) 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること。

ト 加圧送水装置は、直接操作によつてのみ停止されるものであること。

チ 消防用ホース及び配管の摩擦損失計算は、消防庁長官が定める基準によること。

・防災センター等

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター、中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第二号に規定する中央管理

・貯水槽等

室をいう。)、守衛室その他これらに類する場所(常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。)に設けること。

イ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

(イ) 延べ面積が5万㎡以上の防火対象物

(ロ) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が3万㎡以上の防火対象物

ロ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

ハ 次に掲げる防火対象物(イ又はロに該当するものを除く。)のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

(イ) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上の防火対象物

(ロ) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万㎡以上の特定防火対象物

(ハ) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物

九 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等(以下「貯水槽等」という。)には地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること。

(第2項省略)

●P162 (令第29条の3の下に追加)

・非常コンセント設備に関する基準の細目

**則第31条の2** 非常コンセント設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常コンセントは、床面又は階段の踏面からの高さが1m以上1.5m以下の位置に設けること。

二 非常コンセントは、埋込式の保護箱内に設けること。

三 非常コンセントは、日本工業規格C 8303の接地形二極コンセントのうち定格が15A125Vのものに適合するものであること。

四 非常コンセントの刃受の接地極には、電気工作物に係る法令の規定による接地工事を施すこと。

五 電源は、第24条第三号の規定の例により設けること。

六 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、各階において、2以上となるように設けること。ただし、階ごとの非常コンセントの数が1個のときは、1回路とすることができる。

七 前号の回路に設ける非常コンセントの数は、10以下とすること。

八 非常電源は、第12条第1項第四号の規定に準じて設けること。

九 非常コンセント設備の設置の標示は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 非常コンセントの保護箱には、その表面に「非常コンセント」と表示すること。

ロ 非常コンセントの保護箱の上部に、赤色の灯火を設けること。

ハ ロの灯火の回路の配線は、第12条第1項第五号の規定の例によること。

十 第12条第1項第八号の規定は、非常コンセント設備について準用する。

## 12. 労働安全衛生法

(最終改正 平成 18 年 6 月 2 日)

### ● P165 (則第 3 条の下に追加)

・ 総括安全衛生管理者  
が統括管理する業務

**則第 3 条の 2** 法第 10 条第 1 項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

### ● P165~166 (改正のため則第 4 条の一部を以下のように修正)

・ 安全管理者の選任

#### 則第 4 条

[第二号中、…次条第三号… を …次条第二号… に変更]

[第 2 項中、…及び前条の規定は… を …及び第 3 条の規定は… に変更]

### ● P166 (改正のため差替)

・ 安全管理者の資格

**則第 5 条** 法第 11 条第 1 項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。〔以下一部( )書き省略〕

- 一 次のいずれかに該当する者で、法第 10 条第 1 項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの
  - イ 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程における長期課程を修めて卒業した者で、その後 2 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
  - ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後 4 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 二 労働安全コンサルタント
- 三 前 2 号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

### ● P169 (改正のため差替部分を抜粋)

・ 職務

#### 則第 14 条 (第 1 項)

- 一 健康診断及び面接指導等(法第 66 条の 8 第 1 項に規定する面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第 66 条の 9 に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

### ● P171~172 (改正のため差替部分を抜粋)

#### 則別表第 1 (第 16, 17 条関係)・抜粋

作業の区分	資格を有する作業	名称
令第 6 条第九号の作業	地山の掘削及び土止め支保 工作業主任者技能講習を修 了した者	地山の掘削作業主任者
令第 6 条第十号の作業	地山の掘削及び土止め支保	土止め支保工作業主任者

● P177 (改正のため差替)

・危険防止上の重要事項

**則第 21 条** 法第 17 条第 1 項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項 の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

● P177~178 (改正のため差替)

・健康障害防止上の重要事項

**則第 22 条** 法第 18 条第 1 項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 法第 57 条の 3 第 1 項及び第 57 条の 4 第 1 項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 六 法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 七 定期に行われる健康診断、法第 66 条第 3 項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第 66 条の 2 の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- 十一 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち

ち、労働者の健康障害の防止に関すること。

● P179 (改正のため差替)

・ 委員会の開催

**則第 23 条** 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。

・ 委員会の運営

2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

・ 委員会の議事

3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

・ 議事記録の保存期間

4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。

● P186 (改正のため差替)

・ 職長等の教育事項

**則第 40 条** 法第 60 条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

二 異常時等における措置に関すること。

三 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。

(第 2 項～3 項省略)

● P190 (P191～192 の則第 87 条を則第 84 条の 2 に変更し、法第 88 条の下に移動)

・ 計画の届出を要しない仮設の建設物等

**則第 84 条の 2** 法第 88 条第 1 項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6 月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ 10 m 以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ 10 m 以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの）とする。

一 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が 2.2 kW 未満である建設物

二 原動機の定格出力が 1.5 kW 未満である機械等（法第 37 条第 1 項の特定機械等を除く。次号及び第 89 条第一号において同じ。）

三 別表第 6 の 2 に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

**則別表第 6 の 2**（第 84 条の 2 関係）〔抜粋〕

一 発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務

● P192 (改正のため差替部分を抜粋)

・仕事の範囲

**則第 90 条**

五の二 建築基準法第 2 条第九号の二に規定する耐火建築物 (第 293 条において「耐火建築物」という。) 又は同法第 2 条第九号の三に規定する準耐火建築物 (第 293 条において「準耐火建築物」という。) で、石綿等 (石綿則第 2 条に規定する石綿等をいう。以下同じ。) が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

● P210 (改正のため差替)

・地山の掘削作業主任者の選任

**則第 359 条** 事業者は、令第 6 条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

● P215 (追加)

・最大積載荷重

**則第 562 条** 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場 (ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。) にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が 10 以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が 5 以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては 2.5 以上、木材にあつては 5 以上となるように、定めなければならない。

3 事業者は、第 1 項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

● P221 [(14) クレーン等安全規則] (則第 70 条の 3 の下に追加)

・アウトリガーの位置

**則第 70 条の 4** 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

・アウトリガー等の張り出し

**則第 70 条の 5** 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

● P221 (改正のため差替)

・運転の合図

**則第 71 条** 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

## 14. その他関連法規

### (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(最終改正 平成 18 年 6 月 2 日)

#### ● P 247 (改正のため差替え部分を抜粋)

- ・産業廃棄物保管基準
- ・保管

#### 則第 8 条

[第一号ロ(2)(ロ)に( )書きを追加]

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

[第四号を追加]

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

#### ● P 248~249 (改正のため第六号を追加)

- ・産業廃棄物の処分を委託できる者

#### 則第 8 条の 3

六 法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

#### ● P 252 (改正のため差替え部分を抜粋)

- ・産業廃棄物管理票の交付

#### 則第 8 条の 20

三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

五 …当該産業廃棄物に係るすべての第 8 条の 31 の 2 第三号の規定による通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

- ・管理票の記載事項

#### 則第 8 条の 21

十 当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第 8 条の 31 の 2 第三号に規定する登録番号

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

- ・運搬受託者の記載事項

#### 則第 8 条の 22

法第 12 条の 3 第 2 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称

二 運搬を担当した者の氏名

三 運搬を終了した年月日

四 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の拾集を行った場合には、拾集量

## (7) 道路法

(最終改正 平成 18 年 11 月 15 日)

### ● P 264 (改正のため令第 14 条を削除し、以下の令第 12 条に差替)

#### ・構造に関する基準

**令第 12 条** 法第 32 条第 2 項第四号に掲げる事項についての法第 33 条〔省略〕第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
  - イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
  - ロ 電柱の脚釘は、路面から 1.8 m 以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。
  - ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- 二 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
  - イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
  - ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
  - ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。
- 三 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。
- 四 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
  - イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。
  - ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

### ● P 265 (上記令第 12 条の下に追加)

#### ・工事実施の方法に関する基準

**則第 4 条の 4 の 4** 占用に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 舗装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。
- 二 掘削部分に近接する道路の部分には、占用のために掘削した土砂をたい積し

ないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、これを他の場所に搬出すること。

三 わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合においては、当該箇所に土砂の流失又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

四 わき水又はたまり水の排出に当たっては、道路の排水に支障を及ぼすことのないように措置して道路の排水施設に排出する場合を除き、路面その他の道路の部分に排出しないように措置すること。

五 掘削面積は、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行う場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。

六 道路を横断して掘削する場合においては、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分掘削すること。

七 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合においては、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

● P 265 (改正のため令第 15 条を削除し、以下の令第 13 条に差替)

・ 工事実施の方法に関する基準

**令第 13 条** 法第 32 条第 2 項第五号に掲げる事項についての法第 33 条〔省略〕第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二 道路を掘削する場合においては、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。

三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。

四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとすること。

五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六 前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「電線等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあっては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。

イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後に実施すること。

ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。

ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

● P 265 (改正のため令 15 条の 2 を削除し、令第 16 条を以下の令第 14 条に差替)

・ 工事の時期に関する  
基準

**令第 14 条** 法第 32 条第 2 項第六号に掲げる事項についての法第 33 条〔省略〕第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。
- 二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

● P 265～266 (改正のため令 17 条を削除し、以下の令第 15 条に差替)

・ 道路の復旧の方法に  
関する基準

**令第 15 条** 法第 32 条第 2 項第七号に掲げる事項についての法第 33 条〔省略〕第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 占用のため掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。
- 二 占用のため掘削した土砂をそのまま埋めもどすことが不相当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行った後に埋め戻すこと。
- 三 砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもって掘削前の路面形に締め固めること。

● P 266 (追加)

・ 水道、電気、ガス事業等のための道路の  
占用の特例

**法第 36 条** 水道法、工業用水道事業法、下水道法、鉄道事業法若しくは全国新幹線鉄道整備法、ガス事業法、電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の 1 月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第 33 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えなければならない。

## (8) 道路交通法

(最終改正 平成 19 年 6 月 20 日)

### ● P 267 (則第 10 条の下に追加)

・ 道路管理者の特例

**法第 80 条** 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第 77 条第 1 項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。